

## ノートルダム清心女子大学学位規則

## (目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及びノートルダム清心女子大学学則（以下「学則」という。）第48条第3項並びにノートルダム清心女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第21条第5項の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

## (学士の学位の授与要件等)

第2条 学士の学位は、学則第48条第1項及び第2項に規定するところにより、本学を卒業した者に授与する。

- 2 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

## (修士の学位の授与要件等)

第3条 修士の学位は、大学院学則第21条第1項及び第2項に規定するところにより、大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

- 2 修士の学位を授与するに当たっては、別表第2の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

## (博士の学位の授与要件等)

第4条 博士の学位は、大学院学則第21条第3項及び第4項に規定するところにより、大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

- 2 博士の学位を授与するに当たっては、別表第3の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。この場合において、前項の規定を準用する。

## (審査委員会)

第5条 文学研究科及び人間生活学研究科（以下「研究科」という。）の修士課程（博士前期課程を含む。）及び博士後期課程に、修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査及び最終試験並びに学力の確認（以下「論文審査等」という。）を行うため、別に定めるところにより、修士（文学又は学術）学位論文審査委員会又は博士（文学又は学術）学位論文総合審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

## (学位論文審査願等)

第6条 大学院の学生は、その学位論文に当該学位論文の概要及び履歴書等を添え、第17条に定める学位論文審査願により学長に審査を願い出るものとする。

- 2 第4条第3項に規定する学位の授与を希望する者は、学位論文に当該学位論文の概要及び履歴書並びに別に定める学位論文審査手数料等を添え、第17条に定める学位論文審査願により、学長に申請するものとする。ただし、本学の大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、退学後3年以内に学位を申請する場合にあっては、学位論文審査手数料の納付は要しない。

3 学長は、第6条第1項の審査願又は第2項の申請を受理したときは、当該学位論文の内容に応じて、該当する研究科の長に回付するものとする。

4 学位論文審査の予備手続及び論文提出の要件等については、各研究科において別に定める。

(学位論文)

第7条 学位論文の内容及び取り扱い等については、各研究科において別に定める。

2 審査のため、必要があるときは、学位論文の訳文、作品、模型等を提出させることがある。なお、原本は本学附属図書館に保存する。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

(論文審査等)

第9条 研究科長は、学長からの学位論文の回付を受けて、論文審査等を、該当する審査委員会に付託する。

2 審査委員会は、当該論文審査等を行うため専門審査委員会を設置し、その委員として、当該審査委員会の委員のうちから、主査1人及び副査2人以上を指名する。ただし、必要がある場合は、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は他の研究所等の研究指導を担当する教員等（以下「研究指導担当教員」という。）を副査に指名することができる。

3 前項の規程にかかわらず、審査のために必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は他の研究所等の研究指導を担当する教員等を副査に指名することができる。

4 審査委員会は、専門審査委員会の判定案に基づき、当該論文審査等の合格又は不合格を決定する。

5 審査委員会委員長は、前項の決定を文書により当該研究科長に報告する。

6 前々項（第4項）の決定は、学位論文を受理した日から、3か月以内に行う。

(最終試験又は学力の確認)

第10条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連分野について、筆記試験又は口述試問により行う。

2 学力の確認は、学位論文に関連のある分野の科目及び外国語について、筆記試験又は口述試問により行う。ただし、特別の事情があると認められる場合には、この限りではない。

3 本学の大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者が、再入学しないで、退学後3年以内に学位を申請する場合にあっては、審査委員会の議を経て、学力の確認の一部を免除することができる。

(課程修了の認定等)

第11条 研究科委員会は、審査委員会による可否の決定を受けて、修得単位を確認の上、課程修了の認定を行う。

2 前項の議決には、構成員（外国出張中及び海外研修旅行中の者を除く。）の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 第4条第3項に規定する博士の学位の授与要件の認定については、審査委員会による可否の決定による。

(学位の授与)

第12条 学長は、教授会又は研究科委員会の議に基づき、学士、修士又は博士の学位を授与する。

2 学長は、前項の規定により博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第13条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学附属図書館の協力を得て、ノートルダム清心女子大学学術機関リポジトリにより行うものとする。

(学位の名称)

第15条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは「ノートルダム清心女子大学」と付記しなければならない。

(学位の取り消し)

第16条 修士及び博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科委員会において前項の議決を行う場合、第11条第2項の規定を準用する。

3 学士の学位の取り消しについては、別に定める。

(学位記等の様式)

第17条 学位記並びに第6条の審査願、申請書及び第9条の報告書の様式は、別記様式第1から別記様式第8までのとおりとする。

(細目)

第18条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な細目は、別に定める。

(論文審査等に関する疑義)

第19条 論文審査等に関し疑義が生じたときは、大学院委員会が決定する。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 ノートルダム清心女子大学学位授与規程(平成11年4月1日施行)は、廃止する。

3 博士後期課程の学年進行中は、第4条第3項の規定を適用しない。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条及び第14条の規定は、施行日以降に博士の学位を授与した場合に適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。